

日本国三重県とベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局とのベトナムから三重県への労働者の送出し・受入れの推進に関する覚書

日本国三重県とベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局（以下、「両者」と言う）は、相互協力に関して誠意をもって協力することを目的として、以下の合意に達した。

第1条 目的

本覚書は、ベトナム社会主義共和国及び日本の法令を遵守しつつ、三重県（日本）で就労するベトナム人技能実習生及び特定技能労働者（以下「ベトナム人労働者」という）の送出し及び受入れをより効果的に推進することを目的とする。

第2条：協力措置

1. 両者は、三重県へのベトナム人労働者の送出し・受入れについて、両国の法律および双方の機能・任務に従って支援する。
2. 三重県は、ベトナムから三重県へのベトナム人労働者が安全で安心できる労働・生活環境づくりを支援する。

第3条：実施規定

1. 両者は、三重県へのベトナム人労働者の送出し・受入れに関する情報を共有し、必要に応じて三重県で働くベトナム人労働者に関する諸問題の解決に協力する。
2. 両者間の情報共有活動は、郵便、電子メール、会議等で行うことができる。

第4条：所管

1. 三重県は、雇用経済部が所管する。
2. 海外労働管理局は、日本・東南アジア課が所管する。

第5条：実施資金

本覚書第2条に定める協力措置の実施に要する費用は、双方がそれぞれ負担する。

第6条：有効期間

本覚書は、署名の日から5年間効力を有し、その後は、有効期間が満了する6ヶ月前までに書面にて両者に本覚書を終了させる意思がない場合は、1年ごとに自動的に延長されるものとする。

第7条：総則

1. 本覚書を改正または追加する場合は、両者の合意後、書面により行われる。改正または追加は本覚書に統合される。
2. 本覚書を終了する際は、本覚書の枠組みの下で実施されている活動を中断したり、影響を与えたりするものではない。
3. 本覚書は、国際法に基づくベトナム社会主義共和国及び日本国の権利及び義務を発生させ、又は変更するものではなく、双方を法的に拘束するものではない。
4. 本覚書の署名及び履行は、両国の法律に従い、両国が加盟する国際条約に反するものではなく、双方の権限に基づき行われるものである。
5. 両者は、本覚書の解釈、適用、履行に関連するあらゆる意見の相違について、友好的な解決を図るものとする。

2025年1月15日、ベトナム社会主義共和国ハノイにて英語で2通作成し、双方が同価値のものを1通ずつ保有する。

日本国三重県

ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局

Ichimi Katsuyuki  
知事

Tong Hai Nam  
局長